

共 済 組 合 公 報

第 3 6 9 号

長野市大字中御所字岡田30番地20
長野県市町村職員共済組合
電話026(228)5600

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について 1
- 平成17年度事業計画及び予算について 2

公告第6号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成17年3月2日招集の第127回組合会において議決され、平成17年3月4日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、平成17年3月31日付け総行福第127号をもって認可されたので公告する。

平成17年4月19日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢田義太郎

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第33条第4項中「。以下「改正前の施行令」という。」を削る。

第36条第1項中「9,000円」を「15,000円」に改め、同条第2項中「18,000円」を「30,000円」に改め、同条第3項中「第63条ノ7各号」を「第98条各号」に改める。

第36条の2第1項中「9,000円」を「15,000円」に改める。

第37条第2項中「別表」を「別表第一」に改める。

	「		「		「		「
第40条の表（一）中	$\frac{36.10}{1,000}$	を	$\frac{38.80}{1,000}$	に、	$\frac{4.25}{1,000}$	を	$\frac{5.0}{1,000}$
	」		」		」		」

同条の表(二)中 $\frac{28.88}{1,000}$ を $\frac{31.04}{1,000}$ に、 $\frac{3.4}{1,000}$ を $\frac{4.0}{1,000}$ に改める。

第40条の2中「1,000分の72.20」を「1,000分の77.60」に、「1,000分の8.5」を「1,000分の10.0」に改める。

附則第2項の表中 $\frac{28.88}{1,000}$ を $\frac{31.04}{1,000}$ に、 $\frac{3.4}{1,000}$ を $\frac{4.0}{1,000}$ に改める。

附則第8項中「9,000円」を「15,000円」に改める。

附則第9項中「18,000円」を「30,000円」に改める。

附則第14項中「平成16年度」を「平成17年度」に、「1,502円」を「1,440円」に改める。

附則第15項中「平成16年度」を「平成17年度」に、「2,404円」を「2,310円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項、第36条の2第1項並びに附則第8項及び附則第9項の規定は、平成17年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金(以下「附加金等」という。)について適用し、同日前の診療に係る附加金等については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成17年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第7号

平成17年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成17年度事業計画及び予算については、平成17年3月2日招集の第127回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成17年4月19日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢田義太郎